



## 入院食事療養費にかかる負担額について

◇ この負担額は高額療養費制度の対象とはなりませんので、ご了承下さい。

◇ 入院食事療養費についての負担額は下記の通りです。

### 1食につき 550円

但し、次の①及び②の場合には、それぞれ以下の金額に減額されます。

加入している医療保険の保険者（高齢医療保険は居住地の市町村）の発行する減額認定証を被保険者証に添えて入退院受付に提出することにより減額が受けられます。

① 市町村民税非課税の世帯に属する方などで負担額の減額認定を受けている場合

### 1食につき 270円

② 市町村民税非課税の世帯に属する方などで、老齢福祉年金を受けている場合

### 1食につき 130円

食事療養費の請求に伴い下記の点にご留意、ご協力をお願いいたします。

◇ 外出、外泊の届け出は緊急の場合を除き、前日までに提出して下さい。

◇ 患者様の都合による食事取消し、外出・外泊を延長された場合等、あらかじめ用意していた食事については請求させて頂く場合がございますのでご了承下さい。

## 交通事故（第三者行為）の請求について

当院では、原則として入院費は患者様にご請求いたしますが、このことについてご相談がありましたら、事前に医事部自賠係までお問い合わせ下さい。

## 自費療養の方について

健康保険に加入されてなく、自費で入院費をお支払いになられる方は事前に医事部入退院係に必ずご相談ください。

## 選定療養費制度について

平成14年4月の診療報酬改正に伴い、同一疾患で一般病棟、療養病棟、老人病棟に180日を超えて入院する患者様の入院医療費（入院基本料）の一部が特定療養費化されます。なお、医療機関は、本来保険収入から選定療養費用分が差し引かれますので、医療機関の収入増になるわけではございません。

## 文書料について

入院中の患者様は1階入退院受付にてお願いいたします。

ご不明な点がございましたら1階入退院受付までお問合せ下さい。